

# 告 示

## 埼玉県告示第八百二十三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和六年七月十二日

埼玉県知事 大野元裕

道路の種類	路線名	区間
県道	保谷志木線	埼玉県新座市道場二丁目二二三九六番四 地先から
地先まで	埼玉県新座市野寺四丁目四四五番一	